

荒廃農地を防ぎ、優良農地維持のため、農地パトロールを実施中！

# 栗東市農業委員会

三二広報

6月号



## ～食や農への理解を深める体験学習～



5月15日、晴天の下、大宝西小学校で農業体験「田植え」が行われました。

5年生が対象で、60数名が参加。素足やソックス姿で田んぼの中へ。

すぐに尻もちをついたり、走り回ったり、こわごわ歩く子供たち。

聞いてみるとほとんどが初体験で、キャーキャー、ワーワーとにぎやかな田植えでした。

この体験学習は、農地利用最適化推進委員の杉田健一さんが中心になり、準備から指導まで行われていました。

この秋には収穫したお米をおにぎりなどにして味わうとのことです。

この取材を通じて、食や農への理解を深める活動を継続することが大切であると強く感じる一日でした。『継続は力なり』

広報部会 小山 邦一

# 栗東市農業委員会新体制へ

令和8年7月21日より本市農業委員会は、新たな委員（農業委員・農地利用最適化推進委員）で新体制活動が始まります。

農業委員会の委員の任命は、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、市長が議会の同意を得て任命することとなっており、この6月に招集される栗東市議会へ、農業委員会の委員候補者に対し同委員への任命の同意を求めます。

そして7月21日には任命式を開催し、市長が栗東市農業委員会の委員に任命をすることになります。

また、農地利用最適化推進委員については、7月21日の農業委員会臨時総会にて、委嘱の承認を得ることになります。

新たな委員につきましては、次号（臨時8月号）により紹介いたします。

## 今後の農業委員会運営スケジュール（新委員対象）

7月21日に第1回栗東市農業委員会臨時総会を招集し、農業委員会の会長の互選や、栗東市農地利用最適化推進委員の委嘱等について決議を求めることになります。

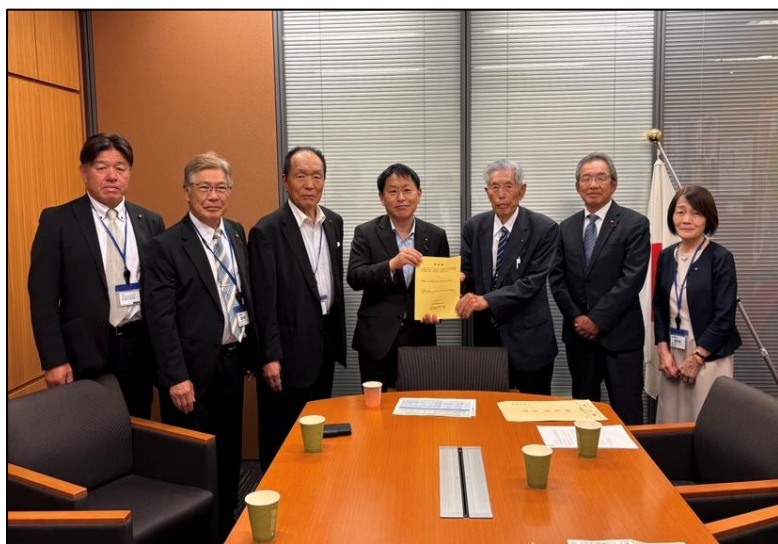
また、第2回栗東市農業委員会臨時総会では、現地確認等の担当エリア等を決定します。

～総会等のスケジュール～ ☆場所はいずれも市役所庁舎4階 協議会室

- 第25期栗東市農業委員会委員任命式・・・令和8年7月21日(火) 午後1時30分～
- ↓
- 第1回栗東市農業委員会臨時総会・・・令和8年7月21日(火) 午後2時00分～
- ↓
- 栗東市農地利用最適化推進委員委嘱式・・・令和8年7月22日(水) 午前10時00分～
- ↓
- 第2回栗東市農業委員会臨時総会・・・令和8年7月22日(水) 午後1時30分～

## 全国農業委員会会長大会

▼武村展英衆議院議員へ要請書を提出する  
滋賀県第3選挙区農業委員会会長



令和8年6月2日、文京シビックホール(東京)において、全国農業委員会会長大会が開催され、本市を代表して、武村秀夫会長に出席頂きました。

大会後には、大会にて決議された要請書を地元選出の武村展英衆議院議員に提出しました。

また、農地・農業委員会制度に係る要請として、滋賀県内の農業等の現状と課題、必要な対応について、議論されました。

# 農地を転用する場合には、農地法による手続きを！！

## 《農地転用とは…》

農地を住宅や工場等の建物、資材置場、駐車場、再生可能エネルギー設備、山林等、「農地以外の用地」に転換することです。一時的に資材置場や砂利採取場等に利用する場合も転用（一時転用）になります。

農地を農地以外の目的で使用するには、農地法に基づく農地転用の手続きが必要です。

農業者をはじめ、開発などに携わる人も農地転用許可制度を正しく理解して、無断転用を防止し、法令遵守に努める必要があります。

- ① 農地転用が終わっていると思っていた
- ② 相続の際に転用がなされていないことが発覚した。

このようなことがありましたら、是正をする必要がありますので、速やかに農業委員会事務局へご相談ください。

## 違反転用について

許可を受けずに農地を転用した場合や、転用許可にかかる事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反し、工事の停止や原状回復等の措置の命令や罰則が適用の対象となります。

令和 7 年度より命令に正当な理由なく従わなかったときは、都道府県知事等が、その旨および土地の地番等を公表できることになりました。（農地法第 51 条、第 64 条、第 67 条）。

## 農地転用の手続き

### ★市街化調整区域の転用

⇒農地法第 4 条又は第 5 条の申請（許可）が必要。

### ★市街化区域の転用

⇒農地法第 4 条又は第 5 条の届出（受理）が必要。

### ◎農地法第 4 条

⇒権利の移転が発生しない転用。  
（自分の農地を自分で使う）

### ◎農地法第 5 条

⇒権利の移転が発生する転用。  
（売買や使用貸借などによる）

事項	内容
違反転用	3年以下の拘禁刑または 300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）
違反転用における原状回復命令違反	3年以下の拘禁刑または 300 万円以下の罰金（法人は 1 億円以下の罰金）

## 農地の権利移動等情報（令和 8 年 3～5 月）

農地法内容		申請・届出 件数	許可・受理 件数	面積 (a)
3 条 (農地の状態)	所有権移転による移動	10	10	229
	賃借権等による権利の移動	0	0	0
4 条 (自己転用)	転用許可（調整区域）①	2	2	2
	転用届出（市街化区域）②	2	2	2
5 条 (権利移動を伴う転用)	転用許可（調整区域）③	3	3	152
	転用届出（市街化区域）④	11	11	90
18 条	合意解約	2	2	37
農地転用計（①+②+③+④）		18	18	246

《 第 2 4 期 栗 東 市 農 業 委 員 会 委 員 ◆ 第 3 期 栗 東 市 農 業 委 員 会 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 》  
農地法に基づく申請・届出その他関係書類の

# 現 地 確 認 担 当 一 覧

農地法に基づく申請や届出等の手続き書類の現地の判断や、農地等に関するご相談は、下記の担当が対応します。

(担当期間: 令和5年7月20日～令和8年7月19日)

区 域	担 当 集 落 名	職	担 当	連 絡 先	副 担 当
金 勝	美之郷・浅柄野・雨丸	農業委員	中島 豊勝	077-558-0444	田村
	中村・東坂・井上・観音寺	農業委員	服部 新次	077-558-1086	山口
	上向・下向・川南	農業委員	青木 文男	077-558-1262	青木喜
	蔵町	農業委員	青木 喜久美	090-8828-5836	青木文
	片山・走井・成谷	農地利用 最適化推進委員	田村 耕一	090-2599-5879	中島
	山入・辻越	農地利用 最適化推進委員	山口 和浩	090-3465-5101	服部
葉 山	伊勢落・林	農業委員	武村 秀夫	077-552-3132	村田
	小野・手原・大橋	農業委員	小山 邦一	090-5648-7273	大角
	六地藏	農業委員	大角 重治	090-5057-2224	小山
	出庭・辻・今土	農業委員	小西 隆	090-7353-5969	松村
	小坂	農地利用 最適化推進委員	村田 和美	070-6500-4879	武村
	中・宅屋	農地利用 最適化推進委員	松村 洋子	080-1432-8786	小西
治 田	小柿・小柿第1・新屋敷・中沢 ・下鉤甲・下鉤乙・下鉤糠田井	農業委員	片岡 郁雄	077-552-1363	林
	下戸山・岡・目川	農業委員	田中 喜八郎	090-6556-4978	吉川
	坊袋・川辺	農業委員	吉川 新太郎	077-552-3548	田中
	上鉤・安養寺	農地利用 最適化推進委員	林 久	077-552-4557	片岡
大 宝	小平井・北中小路・十里	農業委員	寺田 忠良	090-1487-7406	杉田
	市川原・笠川・霊仙寺	農地利用 最適化推進委員	杉田 健一	080-8940-0589	寺田
	総第1・総北・総南 ・蜂屋・野尻・苅原	農業委員	後藤 昇	090-8575-6278	杉田

※ 担当者に連絡が、繋がらない場合は、事務局から連絡します。

☆総会日程（現委員対象）☆

第 36 回 栗 東 市 農 業 委 員 会 総 会 ・ ・ 令 和 8 年 7 月 10 日 (金) 午 後 3 時 00 分 ～ 場 所 : 市 役 所 庁 舎 4 階 協 議 会 室  
第 24 期 栗 東 市 農 業 委 員 退 任 式 ・ ・ 令 和 8 年 7 月 17 日 (金) 午 後 4 時 00 分 ～ 場 所 : 市 役 所 庁 舎 4 階 協 議 会 室  
第 3 期 農 地 利 用 最 適 化 推 進 委 員 退 任 式 ・ ・ 同 日、同 場 所 農 業 委 員 退 任 式 終 了 後

第 2 4 期 栗 東 市 農 業 委 員 会 会 長 : 武 村 秀 夫 副 会 長 : 大 角 重 治  
編 集 : 栗 東 市 農 業 委 員 会 農 政 ・ 広 報 部 会 農 政 ・ 広 報 部 会 長 : 小 山 邦 一  
農 政 ・ 広 報 部 会 員 : 小 山 邦 一 / 服 部 新 次 / 青 木 喜 久 美 / 田 中 喜 八 郎  
発 行 日 : 令 和 8 年 6 月 12 日 (金) 発 行 : 栗 東 市 農 業 委 員 会 TEL:077-551-0319 FAX:077-551-0148